

厚生労働省 厚生科学審議会 科学技術部会ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会（第3回）
こども家庭庁 こども家庭審議会 科学技術部会 ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（第13回）
文部科学省 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会 ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（第13回）
合同開催 議事要旨

○ 日時 令和 8 年 7 月 23 日（木） 17:00～19:00

○ 場所 AP 赤坂グリーンクロス （ハイブリッド開催）

○ 出席者 阿久津委員、秋元委員、石原委員、苛原委員、岡委員、片桐委員、神里委員、河野委員、久慈委員、小崎委員、高山委員、寺田委員、長嶋委員、西委員、西山委員、原田委員、藤岡委員、藤田委員、村山委員、山田委員、

○ 事務局

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課：

山本課長、渡邊補佐、西垣補佐、古藤補佐

こども家庭庁成育局母子保健課：

松浦生殖補助医療対策推進官、植田課長補佐

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室：

永川安全対策官、葛谷室長補佐、山崎専門職、宮島専門職

○ 議題

- （1）「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会の設置について」の一部改正案について
- （2）委員会の合同開催について
- （3）ヒト受精胚作成研究計画の申請について
- （4）その他

○ 議事概要

- ・ 「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会の設置について」の一部改正案について了承された。
- ・ 厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会、こども家庭審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会を合同で開催する場合の取扱いについて（案）について、了承

され、片桐委員を本合同委員会開催時の座長とすることを決定した。

- ・ 申請のあった研究計画（資料3参照）について、申請者よりヒアリングを行い、ヒト受精胚の作成をして行う研究に関する倫理指針への適合性の確認を行った。
- ・ 研究計画に対して、委員より「ヒト受精胚の作成をして行う研究に関する倫理指針」第2章第3に規定するヒト受精胚の作成の制限、第2章第4に規定する取扱期間、第3章に規定するインフォームド・コンセントの手続等、第4章第1の1に規定する研究機関の基準等、第4章第1の3に規定する研究責任者等及び第6に規定する遺伝情報の取扱い等に関する指摘事項があったため、申請者において研究計画書等を修正の上、引き続き、指針適合性の確認を行うこととなった。

以上